

# 高知県地域防災対策総合補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域防災対策総合補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

## (補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域の防災対策を総合的に推進し、災害に強い人づくり、地域づくりを目指すため、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、都市防災総合推進事業を活用する事業並びに防災対策債及び緊急防災・減災事業債を充当する事業は、対象外とする。

## (補助事業、補助率及び補助限度額等)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとし、補助額は、同表の事業名欄に定める事業ごとに、補助対象経費に補助率欄に定める率を乗じて得た額の合計額とする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

2 補助限度額は、別表第2に定めるとおりとする。

## (補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項及び第2項に規定する補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助事業の実施を希望する補助事業者は、別記第1号様式に次の各号に掲げる対策に応じて当該各号に掲げる様式による事業計画書を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 「共助」を高める対策 別記第2号様式
- (2) 「公助」として取り組むべき対策 別記第3号様式

## (補助の条件)

第5条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第7号様式による補助金交付中止・廃止承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

- (5) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第2号から前号までに掲げる条件を付さなければならぬこと。

#### (補助金の交付の決定)

第6条 知事は第4条第1項に規定する補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村等に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

#### (補助の変更)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第4号様式による補助金変更承認申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 申請後に補助事業を追加する場合
- (2) 補助金の交付の決定額に対して増額及び30パーセントを超える補助金の減額変更を行う場合
- (3) 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前3号に掲げる場合に類すると考えられる場合

2 知事は、前項の規定による承認申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の変更交付の決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定期間に完了しない場合又は事業の遂行が困難となつた場合は、速やかに知事に報告し、必要な指示を受けなければならない。

#### (事業の着手)

第8条 別表第1(2)⑧の補助事業については、第6条の規定による交付の決定通知又は前条の規定による変更の決定通知の前に補助事業に着手したものも補助対象とする。ただし、令和4年4月1日以降に実施したものに限る。

#### (実績報告)

第9条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、第8号様式のとおりとし、次の各号に掲げる事業に応じて当該各号に掲げる様式を添付して、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 「共助」を高める対策 別記第9号様式

## (2) 「公助」として取り組むべき対策 別記第10号様式

### (補助金の交付)

第10条 知事は、規則第12条の規定により交付すべき額を確定した後に補助金を交付する。

### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金に係る法令、規則、要綱等の規定に違反したとき。
- (2) 不正若しくは虚偽の申請をし、又はこれによって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助事業者又は補助事業者の契約の相手方が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めたとき。

### (検査等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業の進捗状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

### (グリーン購入)

第13条 補助事業者は事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

### (情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

### (委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月12日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第11条、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

## 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 14 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 2 月 12 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 19 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 12 月 23 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 17 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

事業名	補助対象経費	補助率
(1)「共助」を高める対策  自主防災組織等（自主防災組織連合会や自主防災組織内の活動単位を含む。）の地域の防災力を高める取組	<p>①防災に係る学習会（研修及び視察を含む。）及び啓発の実施に係る経費（※1）  ※町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のための取組を含む。</p> <p>②防災訓練（避難、消火、救急救護、炊き出し、倒壊家屋からの救出、避難所運営等）の実施に係る経費（※1）  ※町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む。</p> <p>③危険箇所の調査及び地域での情報共有（防災マップ作成等）に係る経費  ※町内会等防災を主たる目的としない組織が地域の防災力の強化のために実施する取組を含む。</p> <p>④自主防災組織が行う避難経路及び避難場所の簡易な整備に係る経費（※1）  ※整備に必要な消耗品等に係る費用を補助対象とし、資機材の購入に係る経費については、⑤防資機材の購入に係る経費として補助対象。</p> <p>⑤防災資機材（防火用、救助・救護用、情報伝達用、貸出用等）の購入に係る経費（※1、2）  ※防災資機材の新規整備を行う場合、（1）「共助」を高める対策の①から④のうち、1つ以上実施すること（事業費が発生しない取組を含む。）  ※防災資機材の再整備については、継続的な活動（3年以上）を行っている自主防災組織のみを補助対象とする。</p> <p>⑥連絡協議会（自主防災組織、防災士等）の開催及び運営に係る経費</p>	2分の1 以内
(2)「公助」として取り組むべき対策  市町村が行う防災対策及び自助、共助の活動を促進するための取り組み	<p>①危険箇所、避難場所等の周知に係る経費（ハザードマップ作成、避難誘導標識の設置等）</p> <p>②防災に必要な情報通信施設の整備に係る経費（防災行政無線の屋外拡声子局、戸別受信機等）</p> <p>③避難経路、避難場所及び避難所の整備に係る経費（※3、4、5）</p> <p>④避難場所及び避難所において必要となる資機材等の整備に係る経費（※4、5）</p> <p>⑤防災に関する計画（業務継続計画、市町村の避難計画等）の策定に係る経費  ※法律等により市町村に策定が義務付けられている計画は補助対象外とする。</p> <p>⑥物資配達拠点における資機材整備及び環境整備に係る経費  ※資機材及び環境整備については、各市町村の物資配送マニュアル等において必要とされているものに限る。</p> <p>⑦避難所運営マニュアルの作成及び一般の避難所における要配慮者対応を行うためのマニュアル改定に係る経費（委託料、会計年度任用職員の給料・共済費等）（※5）</p> <p>⑧施設の使用料（宿泊費等）  ※災害救助法の適用を受けた場合は補助対象外とする。</p>	

※1 個人財産に資する備品や資格取得に係る受験料及び登録料は補助対象外とする。

※2 補助対象経費例は、別表1－2「防災資機材整備補助対象例一覧（共助⑤）」のとおり。

※3 補助対象には整備された避難経路、避難場所の原状回復（災害復旧、修繕、草刈り等の軽微な作業、平時に利用される公道を除く）に係る経費を含む。ただし、補助対象経費（年間総額）及び補助額（年間総額）の1/2未満を上限とする。

※4 補助対象経費例は、別表1－3「避難場所や避難所環境整備の補助対象例一覧（公助③、④）」のとおり。（2）「公助」として取り組むべき対策の③及び④の避難場所については、一時的に避難した際に、最低限必要と考えられる資機材を補助対象とする。また、避難所については、避難所運営マニュアルで必要とされているものに限る。ただし、水や食糧、毛布、ガスボンベ、乾電池等の備蓄物資、発電機、浄水器は補助対象外とする。

※5 補助対象となる避難所は、昭和56年5月31日以降に建築確認を得て建築された避難所又は昭和56年5月31日以前に建築確認を得て建築され、耐震改修を終了した避難所であり、かつ、高知県による南海トラフ地震の発生頻度の高い一定程度の地震・津波浸水予測（平成24年12月10日公表）において、津波による浸水が予測される区域外に立地している避難所を対象とする。

別表第1－2

## 防災資機材整備補助対象例(共助⑤)

区分	項目	対象物品(例)						備考
⑤防災資機材	防火用資機材	消火器	消火器格納箱	消火栓ボックス	消火ホース	消火栓開閉キーハンドル	バケツ	
	救助・救護用資機材	一輪車	リヤカー	ストレッチャー	車いす	担架	エアバック式担架	救助救出活動時に使用する数量のみ補助対象
		チェーンソー	のこぎり	つるはし	シャベル	ジャッキ	ハンマー	
		救助工具セット	パール	かけや	オノ	ヘルメット	脚立	
		懐中電灯	ランタン	ライフジャケット	ベルトスリング	ステンレスシャックル	踏み抜き防止インソール	
		ディスクグラインダー	レバーブロック	チェーンブロック	立ち入り禁止ロープ	救急箱	レインコート	
	情報伝達用資機材	トランシーバー	ハンドマイク	ハンドメガホン	スピーカーセット	拡声器		
	避難路の管理用資機材	草刈り機	エアーブロー	剪定ばさみ	鉈	ほうき	熊手	替え刃や蚊取り線香等の消耗品は、共助④で補助対象
		防塵用ゴーグル	防護用レガース					
	救護用スペースや避難場所等の待機スペース確保に必要となるもの	パーテーション	エアマット	段ボールベッド	簡易ベッド	テント	ワンタッチテント	
		テントウェイト	机	椅子	簡易トイレ(処理剤含む)	工場扇	ストーブ	
	照明器具等	L E D投光器	コードリール					
	貯水用品	水タンク	ジャグタンク	給水袋	折りたたみ水タンク			
	炊き出し用品	大型かまど	大鍋	釜	やかん	食器類(使い捨て)	包丁	
		カセットコンロ	ガス炊飯器					
	その他	ラジオ	発電機	防災倉庫	水中ポンプ	薪割機	浄水器	

別表第1－3

## 避難場所や避難所環境整備の補助対象例(公助③、④)

区分	項目	対象物品(例)					備考
③避難経路や避難場所、避難所の整備	工事を伴うもの	倉庫	キー保管ボックス	換気扇	エアコン (学校の教室等は除く)	オストメイト対応トイレ	トイレの洋式化
		パリアフリー化	飛散防止フィルム	誘導灯	緊急時電源切替装置	井戸	かまどベンチ
④避難場所や避難所において必要となる資機材	避難所受付・運営用	筆記用具類	机	椅子	ホワイトボード	テープ類	ロープ類
		メジャー	ビニール袋(被災者収納用)	ゴミ袋	拡声器	ヘルメット(安全確認者用)	ビス
		収納ボックス	屋外用テント	ビニールシート	土のう袋	コーン・コーンバー	網戸
		フェイスシールド	レインコート				
	通信機器類	無線機	衛星携帯電話	特設公衆電話			
	電源・照明類	投光器	懐中電灯	ロウソク	ランタン	コードリール	蓄電池
		太陽光パネル (可搬型)	センサーライト				
	防災用品・防犯用品	ラジオ	アルミ保温シート	防犯ブザー (トイレ等に設置用)			
	避難空間用品	多目的ハウス	パーテーション	避難マット	テント	ワンタッチテント	段ボールベッド
		簡易ベッド	寝袋	エアマット	ブルーシート		
④避難場所や避難所において必要となる資機材	トイレ関係	仮設トイレ	簡易トイレ(処理組合せ)	携帯トイレ	マンホールトイレ	トイレ用テント	トイレ用手すり
		トイレットペーパー					トイレットペーパーは津波避難センター等、平時の利用がない施設のみ対象
	救命・作業用機材	工具セット	つるはし・シャベル	ゴムポート	脚立	担架	リヤカー
		チーンソー	のこぎり	井戸用ポンプ	水中ポンプ	台車	救急セット
	冷暖器具	ストーブ	扇風機	湯たんぽ			
	貯水用品	水タンク	ジャグタンク	給水袋	折りたたみ水タンク		
	炊き出し用品	大型かまど	大鍋	釜	やかん	食器類(使い捨て)	包丁
		カセットコンロ	ガス炊飯器				
	衛生・感染症対策用品	体温計	マスク	石けん	ハンドソープ	消毒液	除菌シート
		ペーパータオル	サーキュレーター	ゴミ箱	防護服	使い捨て手袋	吐瀉物処理セット
		洗濯用器具(たらい等)	サニタリーボックス	ポータブルシャワー			
要配慮者対応用品	聴覚障害者用バンダナ	集音器	コミュニケーションボード	筆談ボード	車いす	歩行器	
	分娩セット	ベビーベッド					

別表第2（第3条関係）

補助事業者	補助限度額
高知市	6,000万円
その他	2,000万円

ただし、次に該当する場合で、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 別表第1 (2) ②のうち、防災行政無線の屋外拡声子局を整備する場合
- (2) 別表第1 (2) ⑧の事業を行う場合

別表第3（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを見りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。